

無断同居は厳禁です。必ず届出を！

市営住宅は資格審査を受け、入居者として決定された人しか入居ができません。入居していない方を新たに同居させる場合には、事前に建築課に同居が可能であることを確認後、「同居承認申請書」の提出をお願いします。

※再三の注意にもかかわらず届出をせず、無断同居が続いた場合は、入居者に対して明け渡しを請求することがあります。



承継承認申請とは

市営住宅の名義人が死亡又は離婚等により退去した場合、引き続き住宅に住み続けたい時に行う申請です。承継は名義人が変わるため、新たに契約を結ぶ必要があります。

《承継できる人とは》

- ①入居者と同居している配偶者
 - ②入居者と同居している高齢者・障害者等
- 注意！親から子供への承継はできません
(②の場合を除く)



※「市営住宅承継承認申請書」の提出が必要です。

火事に気をつけましょう

冬は空気が乾燥しています。また、暖房器具の使用により火災の危険性が高くなります。火災が発生すると、入居者の方だけではなく、近隣の方にも大変な迷惑をかけることとなります。日ごろから火の元には十分注意してください。



ルールとマナーを守りましょう



ペットの飼育は禁止されています！
入居者から、ペットに関するお困りの声が寄せられています。



大きな音を出さないように！
夜中に勢いよくドアを閉めたり、テレビを大きな音にして見る等の行為は慎んでください。洗濯機や掃除機等、近隣に音が響く家電製品は、時間帯に気をつけて使用しましょう。

お互いに気を配り、静かで
快適な住宅環境を築きましょう。



平成25年は新美南吉生誕100年です